相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川郡香春町大字鏡山八六七番地、最後の住所北九州市小倉南区長尾四丁目二五番二八号　被相続人　亡　金子　延弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

事務所北九州市小倉北区京町三丁目一五番一五号辰巳ビル七階辰巳和正法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡部　友和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名郡玉東町大字稲佐五一三番地、最後の住所熊本県玉名郡玉東町大字稲佐一三七番地五　被相続人　亡　中尾チヱ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

熊本県玉名市繁根木七五―九玉名法律事務所

相続財産管理人　弁護士　秋吉　克洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市垣花町一丁目一六番地、最後の住所沖縄県那覇市松尾二丁目一九番三九―七〇八号グリーンハイツ那覇

被相続人　亡　冨名腰和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県糸満市字座波六〇〇番地

相続財産管理人　上原　正一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原以下不詳　被相続人　亡　仲真　良珍

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原以下不詳　被相続人　亡　伊礼　嘉壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原以下不詳　被相続人　亡　桑江　亀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原以下不詳　被相続人　亡　渡嘉敷八助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原以下不詳　被相続人　亡　伊礼　嘉壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原以下不詳　被相続人　亡　桑江　亀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原二二七番地　被相続人　亡　高江洲義勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原以下不詳　被相続人　亡　仲宗根ウト

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原一五一番地　被相続人　亡　高江洲ツル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原以下不詳　被相続人　亡　仲宗根ウト

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原以下不詳　被相続人　亡　仲真　良秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字泡瀬以下不詳　被相続人　亡　新垣　カマ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原一五一番地　被相続人　亡　高江洲ツル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原以下不詳　被相続人　亡　仲真　良秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字泡瀬以下不詳　被相続人　亡　新垣　カマ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡美里村字桃原一五一番地　被相続人　亡　高江洲ツル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場一八〇番地　被相続人　亡　安里　永規

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一〇番三号泉崎つねビル三〇三号　美ら島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　雅史